

前橋市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例の
改正について（議案第100号）

建築指導課

1 改正の理由

建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書の交付に係る手数料の額を見直す。

2 主な内容

建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書の交付について、当該証明に係る建築物の用途が工場等である場合の手数料を次のとおり引き下げる。

非住宅部分の床面積の合計	現 行	改正案	改定幅
300平方メートル以上1,000平方メートル未満	10万4,000円	2万6,000円	△7万8,000円
1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	13万6,000円	3万5,000円	△10万1,000円
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	22万円	8万9,000円	△13万1,000円
5,000平方メートル以上1万平方メートル未満	28万6,000円	13万3,000円	△15万3,000円
1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満	34万5,000円	16万6,000円	△17万9,000円
2万5,000平方メートル以上	40万3,000円	20万5,000円	△19万8,000円

※ 消費性能基準モデル建物法に係る基準が適用される場合

3 施行期日

公布の日